

甲府法人会たより



撮影場所：富士河口湖町

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

主な内容

創立70周年記念

税金教室

法律相談Q&A

税務相談Q&A



令和2年4月

第146号

題字 高野会長

創立70周年記念式典等を盛大に開催

一月二十日、甲府記念日ホテルに

おいて、山梨県法人会連合会の創立70周年記念式典と記念祝賀会兼新年賀詞交歓会（甲府法人会が共催）を開催しました。長崎山梨県知事をはじめ、税務当局、甲府法人会管内の首長、経済団体など多数の来賓のご臨席をいただきました。

総勢300名の出席者は、情報交換や交流を深めながら、法人会や会員企業の発展を誓い合いました。

また、記念式典に先立って行った記念講演会では、プロ野球解説者で元北海道日本ハムファイターズヘッドコーチの白井一幸氏を講師に迎え「目標達成のための組織づくり」と題して講演をいただきました。参加者からも大変好評で創立70周年にふさわしい講演会となりました。



式辞を述べる高野会長

【高野孫左門会長の挨拶要旨】

昨年は令和の時代が幕を開けましたが、甲府法人会・鵜沢法人会・山梨法人会もそれぞれ創立70周年を迎え、本年山梨県連も、全国初の連合体として誕生して以来70年目の節目を迎えました。

先人が積み重ねられて来た本会の経過を改めて確認し、次代に結び付けることができる活動を創り上げるきっかけとしてまいりたいと考えております。

「法人会」は昭和24年、第二次世界大戦後の経済復興期に、申告納税制度が施行されて以降、企業経営者たちが税の理解を深め、正しく納税を行なうこと、公平・公正な税制の実現を目指す事を目的とする「法人納税者の団体」として全国各地に設立されました。

山梨県においても、昭和24年に甲府・北巨摩に法人協会が、加納岩に法人会が、昭和25年には鵜沢法人協会が誕生し、同じくして「山梨法人会連合会」が設立され、昭和26年には都留法人協会が設立されました。

その後、統廃合や名称変更を経て、甲府法人会・山梨法人会・鵜沢法人会

大月法人会、山梨県法人会連合会として現在に至っております。

法人会は「税」関わる活動を基軸に、地域社会における会員法人の活動支援を行ってまいりました。現在の私たちの生活や事業を行っている社会は、少子高齢化・人口減少、IoTやAIの進展、働き方改革等、新たな対応を要する変化が生じています。

このような社会環境の下、平成18年に施行された「公益社団法人及び公益財団法人に関する法律」は、民間団体が地域社会で果たすべき役割に公益的な領域を含むことが期待され生まれたいと承知しております

が、「県内4単体会」もこのタイミングをもって公益社団法人に姿を変え、県連は一般社団法人としてその任を果たすべく活動をすすめております。

県連は4単体会から構成され、多様な業種を網羅する7,000法人が会員として活動に参加していただいておりますが、この基盤、リソースを活かした活動を積み上げ公益に資する存在としての価値と成果を積み重ね、100周年を目指し、会員それぞれが、「繋がる、繋ぐ」ための「場」として法人会を活用していただきがある存在となれる様、活動を重ねてまいりたいと考えております。

外部との連携では、平成26年より開始した山梨県からの受託事業「やまなし出会いサポートセンター」事

業も順調に推移しております。昨年末までで66件の成婚が実現いたしました。サポーターとして登録され、出会いから成婚に向けてのサポート活動に奉仕頂いている皆様の熱意の賜物と思えます。サポーターの方には、改めて感謝申し上げます、一組でも多くの成婚が得られますよう、協力をお願い申し上げます。

また、東京国税局や県内各税務署、山梨県や各市町村、各種経済団体の皆さま、会員企業を守るための「大型保障制度」の運営に関わって頂いている保険各社との連携もまた法人会活動活性化のためのリソースだと受け止めさせて頂いております。

法人会組織には、総務・税制・広報・研修・組織・厚生委員会が、また、女性部会・青年部会がございますが、「税のオピニオンリーダー」として「公平・公正な税制実現」、また、地域経済、ひいてはわが国の経済を支える中小事業者活性の観点から諸活動を活性化し、地域社会が必要とすることに応えられる法人会活動を皆様と繋がり深めながら、多様な視点をもつて展開していくことができればと願っております。

結びに、私ども山梨県法人会連合会及び県下4単体法人会に対し、絶大なご支援、ご協力をお願い申し上げます。皆様方のご健勝と、事業のご繁栄を心から祈念いたします。



丸茂山梨県経営者協会
会長の祝辞



大柳 東京国税局
課税第二部長の祝辞



樋口甲府市長の祝辞



長崎知事の祝辞



中締め挨拶をする
清水 税理士会会長



談笑するご来賓の皆様



乾杯の音頭をとる
澤田 甲府税務署長

【講演会内容の一部】



講演する白井一幸氏

私が現役の当時、日本ハムファイターズは毎年、最下位争いをするチームだった。悔いを残したまま引退した後、指導者の勉強をするため、アメリカ・メジャーリーグの名門ニューヨーク・ヤンキースにコーチ留学した。ワールドシリーズで27回も優勝している世界一のチームである。1軍から6軍まで全ての選手や監督、コーチだけでなく、チームに関わる全員が「世界一になる」というたった一つの目標に向かい、責任と役割を果たしていた。そこが、他の球団と違うところだった。人は目指すところにしか行けない。目指した人だけが、そこにたどり着ける可能性が生まれる。

この学びを携え、2001年に私はファイターズの2軍監督に就任した。当時、チームは最下位に低迷していたが、「日本一」という目標を選手たちと共有することに努めた。重要なのは、チームの目標と個人の目標をしっかりと重ね合わせることで、

毎日「練習なら今日、日本一になれる」と鼓舞し、できることから積み重ねた。そして06年、44年ぶりに日本一を達成することができた。

日本一になるためには「実力」と「チームワーク」が必要であり、一人でも欠けたら日本一にはなれない。「何でも相談してほしい。優勝の喜びを分かち合うために、皆で乗り越えていこう。」と選手に関わり続けることで、組織全体の成長につなげていった。

さらに、勝ち抜くチームが持っているのが「運」である。運は待っているのが「運」である。運は待っているが来ないが、引き寄せることができる。プロ野球選手の中でも、特に運が良いのが、ロサンゼルス・エンゼルスで二刀流として活躍する大谷翔平選手。彼は「運」を良くするため、自分で考えて行っていたのが「ごみを拾う」ことだった。彼は今も、野球場や町なかのごみ拾いを続け「ごみではなく、運を拾っているから楽しくて仕方ない」と語った。

ファイターズが運を引き寄せるために行った練習方法の一つが、30メートルの全力疾走。たとえ足が遅くても、自分の百パーセントを発揮しようとすることは誰にでもできる。それを愚直に、誰よりも一生懸命繰り返すこと。すると失敗しても、チームメイトが助けてくれて、チームがさらに団結する。その信頼こそが運であり、チームに勢いを引き寄せてくれると信じている。

税金教室

令和元年度は小学校6校において8教室開催し、青年部会及び女性部会の会員7名が講師として授業を行いました。

2 1月16日 中央市・玉穂南小学校
講師：雨宮恵美氏



講師感想

とても緊張しましたが、児童の皆さんに助けられて楽しく進められ、税金の大切さをどう伝えようかワクワクしながら説明できました。法人会の会員としてこのような素敵な時間をいただき感謝しています。これからも児童にパワーをもらいながら頑張りたいと思います。

1 1月16日 中央市・玉穂南小学校
講師：飯島禎典氏

講師感想

児童の皆さんが元気に発言してくれたおかげで、こちらの緊張もほぐれました。そして授業を進めていく中で、難しい税金の名前が児童から出てきました。事前にしっかり勉強してから今回の税金教室を受けてくれたことに感謝しました。初めて講師でしたが、一緒に税金の大切さを勉強させていただく貴重な体験となりました。



3 1月17日 甲府市・貢川小学校
講師：阿部誠氏



講師感想

活発な質問を児童の皆さんからいただき楽しく授業をさせていただきました。また自分自身も改めて税の大切さと社会における税が果たす役割を再認識することができました。当日のサポートをしてくださりました甲府税務署の皆様、青年部会のメンバー、ありがとうございました。

4 1月28日 南アルプス市・落合小学校
講師：丸茂正樹氏



講師感想

教室に入る前は全く知りませんでしたが、担任の先生は高校の同級生でした。初めての講師でしたが、元気で素直な児童の皆さんのおかげで、なんとか授業を進められました。税金の名前をたくさん知っていたのには驚かされました。講師をさせていただき、改めて税金の大切さを認識しました。時間を気にして早口になりました。児童の皆さんにとって、もっと楽しい授業をできれば良かったと思いました。

5 2月10日 中央市・田富北小学校
講師：雨宮恵美氏



令和元年度の
「源泉部会講習会」が閉講

22名に修了証書を授与

令和元年度の「源泉部会講習会」は1月23日と24日の最終講義を行い、昨年6月にスタートした全6回の日程が終了しました。初級講座・上級講座ともに6回全てに出席した参加者の皆様に修了証書と記念品を贈呈しました。

今年度も同講習会を実施いたしますので、源泉徴収事務の初めの方からご経験の長い方まで幅広く受講していただけますようお願いし込みをお待ちしております。



韮崎会場の閉講式



甲府会場の閉講式

女性部会員から
寄せられた
浄財を寄託

女性部会では社会貢献活動の一環として、年間を通じた各種会議やイベント開催の際に募金活動を行っています。令和元年度は3月25日に深澤女性部会長がテレビ山梨を訪問して、一般財団法人テレビ山梨厚生文化事業団に対し、女性部会員から集まった浄財を寄託しました。



浄財を渡す深澤女性部会長 (右)

県連女性部会
連絡協議会及び
セミナーに参加

2月6日、常磐ホテルにおいて県連女性部会連絡協議会及びセミナーが開催され、甲府法人会女性部会から17名が参加しました。連絡協議会では、県連女性部会の事業計画や全国女性フォーラム愛媛大会への参加が決議されました。また、甲府法人会女性部会が担当して行ったセミナーは、エンディングコンサルタントの柴田典子氏を講師にむかえ、「荷物の整理く無駄なく無理なくできることから始めましょう」と題して、不要品の処分や片付けなどについて学びました。



大勢参加したセミナー

青年部会が
確定申告の広報に協力

青年部会では甲府税務署が行う確定申告に関する周知・広報活動に2名が協力しました。2月5日にイオン甲府昭和店で行われ、女子バスケットボールの山梨クイーンビーズの選手が、「ID・パスワードの取得」を体験しました。また会場にはビーちゃん(山梨クイーンビーズのマスコットキャラクター)とイータ君(国税庁のマスコットキャラクター)も登場し、広報活動を盛り上げました。



クイーンビーズの選手、ビーちゃん、イータ君と記念写真
田中雅貴氏(左)、阿部誠氏(右)

法律相談

働き方改革シリーズ Part 3

外国人労働者の雇用について



古屋法律会計事務所
弁護士 古屋 俊仁

Q1

少子高齢化等からくる人手不足解消のため外国人労働者の受け入れを拡大する法改正がされたそうですが、その内容を教えてください。

Q2

法改正に関する制度が、外国人技能実習制度と比較してどのような特徴を持つものなのかも教えてください。

A

1 入管法が改正され、昨年の4月

から、「特定技能1号」、「特定技能2号」の在留資格が新たに認められることになりました。人材の確保が困難で人手不足が特に深刻な産業

分野（特定産業分野）について、一定の技能を有し即戦力となり得る外国人を受け入れるため、制度を創設したものです。

特定技能1号は、介護業、建設業、造船・船用工業、宿泊業、農業、外食業等の14の特定産業分野について、相当程度の知識又は経験を必要

とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。特定技能2号は、建設業、造船・船用工業の2分野に限って、熟練した技能を要する業務に従事する外国人を受け入れる在留資格です。特定技能2号については在留期間の上限がなく、家族の帯同も可能ですが、特定技能1号については在留期間が最長5年とされ、家族の帯同は基本的に認められません。

多額の保証金の徴収等をする悪質なブローカーの介入を防止するため、外国人の送出国との間では二国間取り決めなど政府間文書の作成等をするものとされており、現在、フィリピン、カンボジア、インドネシア、ベトナム、タイなど12か国との間で取り決めがされています。

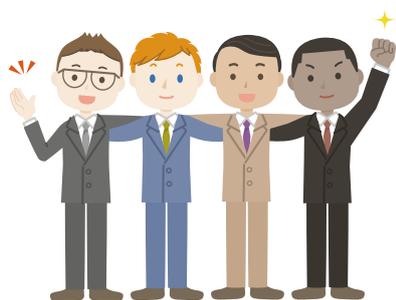
特定技能1号の資格で在留する場合、例えば宿泊業や外食業において清掃や皿洗い等の単純労働を含む業務に従事することができるとになり、労働力の補充に効果を発揮するものと思われませんが、このような単純労働のみを行わせること

は認められませんので注意が必要です。

2 これまで、外国人技能実習制度等により、事実上、労働力不足が補われている状況でしたが、これは、本来、外国人の母国への技術移転という国際貢献を目的とする制度であり、人材不足に対応するためのものではありません。今回の法改正で、人手不足が特に深刻な産業分野への外国人材受け入れの必要性を正面から認め、新たな在留資格を創設したことは大きな意義があります。なお、外国人技能実習制度の技能実習2号を良好に修了した場合には、無試験で特定技能1号の資格が付与されるため、多くの技能実習生が特定技能1号に移行できることになり、その場合には、技能実習生としての在留期間も合わせて最長8年間（技能実習が3号まで修了なら10年間）と長期間日本に滞在することも可能になります。

技能実習と特定技能1号の具体的な相違点は次のとおりです。

技能実習には基本的に入国時の試験がありませんが、特定技能1号は、既に述べた技能実習からの移行の場合を除き、技能水準、日本語能力水準について試験があります。技能実習生には常勤職員の総数に比べて受け入れ可能な人数の枠があります。特定技能1号には介護分野（事業所単位で、日本人等の常勤介護職員の総数が受入れの上限）、建設分野（特定技能1号及び特定活動の在留資格で受け入れる外国人の合計数が、当該外国人及び技能実習生を除いた常勤職員の総数を超えないことが必要）を除きそのような人数枠はありません。また、技能実習では原則として認められなかった転職を可能としている点も特定技能1号の特徴の一つです。賃金が日本人と同程度以上の金額とされるべきことは両制度に共通ですが、特定技能1号については、技能実習2号修了程度の技能を備えた人材が想定されているわけですから、技能実習生として新たに受け入れる場合と比較して賃金の水準は高くなります。



特定技能1号に該当する外国人を受け入れるには、求人募集をするか、ハローワークや民間の職業紹介事業者によるあつせんを受けることとなります。

3 試験実施の遅れや手続きの煩雑さ等から、特定技能の在留資格の取得者数は当初政府が想定したよりも相当に少ない状況が続いているようですが、この制度は、日本の労働力不足の実態に即している点で基本的には望ましいものであり、必要な見直しを行うなどした上、積極的に活用されることが期待される所です。

Quiz

1

パズル・四字熟語



Q 空いているマスに漢字を入れて、四字熟語を完成させましょう。すべて完成させ、タテに読むと、また別の四字熟語が完成します。なんだかわかりますか？（答えは14頁にあります）

1

文[?]開化

伊達眼[?]

笑[?]千万

行雲流[?]

2

二者択[?]

相撲[?]屋

原[?]時代

[?]身年金

税務相談

消費税引き上げ後の

申告に向けたポイント



東京地方税理士会 甲府支部

税理士 中瀬 和彦

消費税率引き上げ後の消費税の申告に向けたポイントについて教えてください。



A 令和元年10月1日に消費税率が10%に引き上げられ、同時に8%軽減税率の導入により、日本の消費税は複税率となりました。

また、引き上げ前の期間（令和元年9月以前）を含む事業年度は、旧税率8%もあるため合計3種類の税率が混在することとなり、消費税申告のための事務負担もより大きくなるかと思えます。

消費税の申告をスムーズに行う

ためにも、今一度消費税引き上げ後のポイントを整理しておきたいと思えます。

◆消費税率の違い

基本税率10%と軽減税率8%、そして引き上げ前の旧税率8%は、それぞれ明確にわけの必要があります。また、軽減税率8%と旧税率8%は同じ8%ではありますが、申告をする際には全くの別物として

扱いますので注意が必要です。

◆区分記載請求書等保存方式

消費税を正しく計算するためには、売上・仕入等がどの税率による取引なのかを正確に把握しなければなりません。

そのため、帳簿・請求書等に記載されていないければならない事項が定められています。（区分記載請求書等保存方式といいます）

「詳しくは、甲府法人会たより令和元年8月（143号）に掲載されておりますのでご確認ください。」

特に、軽減税率が含まれる請求書・領収証等には次の2点の記載が必要です。

- ・軽減税率対象品目である旨
- ・税率ごとに区分して合計した税込対価の額

請求書・領収証を受け取った際には、どの税率か確認し、軽減税率8%にはメーカーを引いておこな

ど、見やすくしておくことと記帳の際に間違いが無くなるかと思えます。

ただ、税率が記載されていない領収証等もまだまだみられます。できれば記載した請求書・領収証を再発行してもらい、難しいようであれば「軽減税率対象品目である旨」「税率ごとに合計した対価の額」については追記をしておきましょう。

代引で引き取った商品も税率が分からないものがあつたりします。納品書等に記載されていることもありますので、一緒に保管するようにしましょう。

そして、この請求書・領収証等に基づき、税率ごとにしっかりと区分して帳簿等に記帳します。申告の際にはこの帳簿から消費税額を計算するため、税率を明確にしておくことが重要になります。

なお、区分経理が難しい一定の事業者については、「中小事業者の税額計算の特例」による簡易計算が一定期間認められておりますのでご確認ください。

「詳しくは、甲府法人会たより令和

元年11月(144号)に掲載されております。」

◆旧税率8%の取引

令和元年10月1日以降に行う取引であっても、経過措置が適用されるものについては旧税率8%が適用されます。

経過措置が適用される取引として、例えば次のようなものがあります。

- ・令和元年9月30日以前から継続している電気、水道、ガス、電話、灯油に係る料金等で、令和元年10月1日～10月31日までの間に支払いを受けられる権利が確定するもの
- ・平成31年3月31日以前に締結した請負契約で、完了が令和元年10月1日以降となるもの

その他詳しくは、「国税庁」平成31年(2019年)10月1日以降に行われる資産の譲渡等に適用され

る消費税率等に関する経過措置の取り扱いQ&A」をご参照ください。

◆おわりに

消費税の申告を正しく行うためには、税率ごとに正しく集計することが必要となりますので、日頃から帳簿・請求書等をしつかりと整理しておくことがスムーズな申告につながるものと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症による事業への影響による税務上の対応として、納税の猶予などがあります。詳しくは、国税庁HP内、「新型コロナウイルスの影響により納付が困難な方へ」「申告や納税などの当面の税務上の取り扱いに関するFAQ」をご参照ください。



Quiz

2

7つの間違い探し



Q 左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。見つかりますか？(答えは14頁にあります)



新型コロナウイルス感染症の影響により

法人税等における申告・納付等の期限延長申請書の柔軟な対応を行います

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告等が困難な方々の為に、個別の申告期限延長の
 手続等について取りまとめた「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税
 の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」が国税庁ホームページに掲載されました。ご確
 認ください。

国税庁ホームページ掲載場所

国税庁ホームページ > ホーム > 新着情報 > トピックス > 法人税及び地方法人税並びに法人の消費
 税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ

個別延長する場合： 各種会計ソフトを利用してe-Taxで提出する場合の入力方法

法人税及び地方法人税並びに消費税及び 地方消費税申告書の e-Tax ソフトの入力例

電子申告及び申請・届出による添付書類の送
 付書の「電子申告及び申請・届出名」欄等に、「新
 型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」
 と入力してください。

「電子申告及び申請・届出名」欄又は「添付書類名」
 欄に文言を入力し、各税目の e-Tax 申告書と同時
 送信

源泉所得税（所得税徴収高計算書）の e-Tax ソフトの入力例

所得税徴収高計算書の「摘要」欄に「新型コ
 ロナウイルスによる納付期限延長申請」と入力し
 てください。

2020年度税務職員募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

受験資格

- ① 令和2年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和3年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ② 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

申込手続

- ① 申込方法【インターネット申込み】
人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。
[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
- ② 受付期間
令和2年6月22日(月)9時から令和2年7月1日(水)まで[受信有効]
- ③ 受験案内交付期間
令和2年5月8日(金)から令和2年7月1日(水)まで
9時から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- ④ 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]

試験日

- 第1次試験 令和2年9月6日(日)
第2次試験 令和2年10月14日(水)から令和2年10月23日(金)までのうち
指定された日時

(注) 詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係(電話(03)3542-2111 内線2162)までお尋ねください。

2020年度国税庁経験者(国税調査官級)募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験(国税調査官級)」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修後、各国税局(国税事務所)が管轄する税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

記

試験概要

2020年度の試験概要については、令和2年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。

問合せ先

東京国税局総務部人事第二課試験係(Tel 03-3542-2111 内線2162)

【参考：平成31年度の実施状況】

- ◇最終合格者数(全国)：227名
- ◇受験資格：平成31年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
- ◇試験日程

(1)受験申込受付期間	8月中旬
(2)試験実施期間	9月から12月まで
(3)最終合格発表	12月下旬

山梨県からの お知らせ

商工業振興資金・新型コロナウイルス対策関係融資のご案内

● 商工業振興資金とは

県と金融機関が協調して、原則として山梨県信用保証協会の保証をつけて中小企業向けの融資を行います。県が制度を定め、融資原資の一部を県が預託することにより、中小企業の皆様に低利率・固定、長期の資金を融資する仕組みとなっています。

● ご利用いただける方

県内に事業所があり、原則として1年以上事業を営んでいる中小企業者（個人及び法人）等

山梨県 商工業振興資金

検索

● 新型コロナウイルス対策関係の融資

	融資名	融資対象	年利率	保証料率	貸付限度額 償還期間 (据置期間)
危機関連保証	災害復旧関係・経済危機	新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる中小企業者等 ※実施期間 令和2年3月13日～令和3年1月31日	全部保証 1.4%	0.4% (県の補助後の料率)	設備 5,000万円 10年以内 (2年以内) 運転 5,000万円 10年以内 (2年以内) 一企業限度 5,000万円
セーフティネット保証4号	災害復旧関係・経済危機	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として1か月の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者等 ※実施期間 令和2年3月2日～令和2年6月1日	全部保証 1.4%	0.45% (県の補助後の料率)	設備 5,000万円 10年以内 (1年以内) 運転 5,000万円 10年以内 (1年以内) 一企業限度 5,000万円
セーフティネット保証5号	不況業種対策関係	次のいずれかに該当する中小企業者等 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種で、 ①最近3か月の売上高等が前年同期と比べ5%以上減少している者 ②直近1か月の売上高等とその後の2か月の売上高等を含む3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少の見込まれる者(3か月の売上高等が算出可能となるまでの間に限る) ※令和2年4月1日現在 587業種が指定されています	責任共有 償還期間 5年以内 1.3% 10年以内 1.5%	0.4% (県の補助後の料率)	運転 5,000万円 10年以内 (1年以内) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種は、中小企業庁ホームページ https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm でご確認ください。 または、市町村・商工担当課、県・産業振興課にお問い合わせください。

● 融資のお申し込み(取扱金融機関)

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 山梨県民信用組合 都留信用組合
 商工組合中央金庫 みずほ銀行 りそな銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行

お申し込みには、財務書類、納税証明書などの書類が必要となります。詳しくは、各金融機関または山梨県産業労働部産業振興課(TEL:055-223-1537)へお問い合わせください。

※金融機関・山梨県信用保証協会の審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。ご了承ください。

● 「中小企業金融相談窓口」をご利用ください

融資制度の紹介や、様々な金融に関する相談に、相談員が対応いたします。お気軽にご相談ください。

相談日 土曜、日曜、祝日を除く毎日
 相談時間 午前9時～午後4時(正午から1時までを除く)
 相談場所 山梨県庁 別館3階(産業振興課内)
 お問い合わせ先 TEL:055-223-1554

◇融資の要件など詳細は、各金融機関または産業振興課へお問い合わせください。

山梨県 産業労働部 産業振興課
 甲府市丸の内1-6-1 TEL:055-223-1537

山梨県からの **お知らせ**

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 県税における猶予制度

● 徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、[山梨県総合県税事務所 滞納整理部](#)にご相談ください。
- (徴収の猶予：地方税法第 15 条、申請による換価の猶予：地方税法第 15 条の 6)
主な県税：個人又は法人の事業税、不動産取得税、自動車税 など

ケース

1 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

ケース

2 ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

ケース

3 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

ケース

4 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、売上の減少等により、著しい損失を受けた場合

個人住民税、固定資産税、国保税（料）等については、各市町村窓口にご相談ください。
※なお、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の詳細につきましては、現在国において検討されておりますので、内容が決まり次第、県のホームページに掲載いたします。

詳しくは [山梨県ホームページ](#)

[山梨県 徴収猶予](#)

[検索](#)

● 相談窓口

山梨県総合県税事務所 滞納整理部 055-261-9120
E-mail : kenzei-cb@pref.yamanashi.lg.jp

職場の人間関係、 想いの伝え方でも変わります

産業カウンセラー

柏木 勇一

●新しい上司の態度に

みんなが困っています…

20代後半でメーカーの総務部門で経理全般を担当するAさんは、社歴6年の女性社員。経験も積んで業務量も多くなり、責任も増してきました。忙しくなって、ついデスク周辺の整理・整頓にも気が回らなくなりがちでした。

5か月前に課長が交代しました。同じ総務部内の昇進で、過去に経理担当の経験があります。事あるごとにイライラするタイプで、細かな注文中に課員の多くが困っていました。ある日Aさんが、処理しなければいけない案件が溜まり、パソコンに向かっていた時、「ちよっとAさん、こっちの仕事も頼むよ」と厚めに束ねられた書類を机に置きました。Aさんは数字入力に集中していたの

で、途中で操作をやめることができず、返事ができませんでした。ちよっとまずい、と思ったとたんに「その態度はなんだ」「返事ぐらいできないのか」と上司の怒りの言葉が出ました。課内はあまたか、という雰囲気になりました。同僚は課長が変わって欲しいと思っていたので、気まずそうな顔をしているAさんには同情的でした。

●望ましい伝え方

—自己表現3つの柱

さて、困った状況です。この場面で悪いのは誰ですか、と聞けば、一方的に怒った課長とか返事をしなかったAさん、という答えが出るかもしれません。実はこのような場面で犯人探しをしても解決には結びつきません。この困った状況に焦点を

当てて打開するという視点を持つことが重要です。

このAさんのケースでの大事なことは言葉の伝え方です。3つの柱があります。①その時の気持ちを言葉にして伝える②事実を伝える③そして提案するの3つです。お聞きになった方もいると思います。アメリカで生まれたアサーティブな自己表現です。

例えば今回の事例での①は課長の態度に対して「仕事を片づけなければと焦っていました」となるでしょうか。②の場合は、「いま私は今日中に片づけたいといけない仕事が残っていて何とか時間内に終わりたいと集中していました」と事実を伝えることがいいでしょう。そして③の「課長が依頼する案件と、いまやっている仕事のどちらを優先した方がいいでしょうか」と提案する流れになれば、課長の言動も変わる可能性があります。効率的に気持ちよく仕事を進めることがゴールなら、感情を言葉にして示し、事実を伝え、そして提案という自分を主語にした表現がスタートになります。

●言葉と態度を一致させましょう

言葉で伝えているのに、伝わって

いないように思える場面も結構あります。その一つが「態度が邪魔しているから」です。「困っているんです」と笑いながら言う。「ありがとう」とムツとしながら言う、などがその例です。表情や姿勢が伝えたい言葉と合致していることが大事です。ぎこちない、手が落ち着きなく動いている、頭が下がっている、など癖が影響しているかもしれません。周りの人に聞いたり、鏡を見て自分で気づくことも試してみてください。Aさんと課長の最初の場面は、言葉のやりとりになっていません。感情を表に出したまま自分の課長に対して、Aさんにも素直さが欠けていたようです。

自分の想いの伝え方の3つの要素を示しました。その際にはできるだけ具体的に、簡潔に伝わるように自分の中で整理することも心がけてください。

筆者紹介

柏木勇一（かしわぎ・ゆういち）
1941年生まれ。大学卒業後、
新聞社勤務を経て、現在EAP企
業でカウンセラーとして活動。産
業カウンセラー、家族相談士、交
流分析士。

新入会員紹介 | (令和2年1月～3月)

ご入会ありがとうございます。

(順不同・敬称略)

アンブローズアンドカンパニー株式会社
 代表者 堀内 信之
 住 所 甲府市川田町アリア202
 TEL 055-220-1612 FAX 055-220-1616

宇宙カンパニー合同会社
 代表者 楠瀬 正敏
 住 所 北杜市高根町藏原937-1
 TEL 080-3351-4431 FAX 0551-45-8781

株式会社 石原グリーン建設
 代表者 石原 政人
 住 所 甲府市高室町269
 TEL 055-241-2001 FAX 055-241-0822

学校法人 聖テレジア学園
 代表者 白木 信一
 住 所 甲府市中央2-7-10
 TEL 055-288-1316 FAX 055-288-1317

株式会社 大甲工業
 代表者 米山 浩史
 住 所 甲府市西下条町795
 TEL 055-241-2549 FAX 055-241-2205

株式会社 コバエメック
 代表者 小林 成光
 業 種 労働者派遣事業・請負事業・機械設備販売
 住 所 甲府市大津町1262-5
 TEL 055-242-8830 FAX 055-241-1885
 コメント 弊社は、株式会社小林製作所のグループ企業として、(有)コバエメックとして平成2年4月に発足しました。業務拡張により、令和元年12月1日から(株)コバエメックに組織変更し、営業活動しております。お客様の、ご要望に100%お答えすべく事業を展開しておりますのでよろしくお願いたします。

社会福祉法人 旭寿会
 代表者 依田 智
 住 所 甲府市堀之内町8-1
 TEL 055-243-3362 FAX 055-243-3367

有限会社 ディバイン
 代表者 石原 英治
 住 所 甲府市宮原町191-1
 TEL 055-244-0019 FAX 055-244-0020

株式会社 平誠工業
 代表者 藤巻 宏和
 住 所 甲府市大里町3559-15
 TEL 055-241-7935 FAX 055-243-7935

株式会社 シュピア
 代表者 藤原 修也 業 種 ジュエリー製造、卸
 住 所 甲府市朝気2-1-22
 TEL 055-244-7041 FAX 055-244-7042

有限会社 輿石開発
 代表者 輿石 守
 住 所 甲府市大里町3922
 TEL 055-241-1198

大衆居食 信貴
 代表者 小池 信也
 住 所 甲府市德行1-11-5
 TEL 055-267-6077 FAX 055-267-6077

ミキ建設
 代表者 赤池 俊樹
 住 所 甲府市大里町1331
 TEL 055-288-1692 FAX 055-288-1693

PDOパッシヴデザインオーケストラ合同会社
 代表者 細田 東男
 業 種 建築設計及び施工
 住 所 北杜市大泉町谷戸8312-1
 TEL 0551-38-3266 FAX 0551-45-6208
 U R L <http://www.passivedesign.jp>

ナカヒロ設備
 代表者 中山 寛男
 業 種 設備工事
 住 所 北杜市白州町鳥原2913-249
 TEL 0551-35-3506 FAX 0551-35-3518

研修会予定

● 源泉部会講習会 (第1回)

韮崎会場 6月9日 東京エレクトロン韮崎文化ホール
甲府会場 6月11日 アピオ甲府
【内容】 初級講座 源泉所得税の概要
 上級講座 源泉所得税関係の改正について
 誤りやすい事例 源泉所得税関係の改正について

● (山梨県法人会連合会の主催するセミナー)

● スキルアップセミナー (女性社員向け)
第1回 7月9日 (主な対象: 新人・若手社員)
*** 接遇向上研修 ***

- 接遇マナーの必要性と基本
- 差別化に必要な人的サービス
- ホスピタリティの重要性
- 第一印象の重要性

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策のため、右記の講習会・セミナーは日程等変更の可能性があります。

● 役員の退任

当会専務理事の小泉真氏は、本年3月をもちまして退任いたしましたので、ご報告いたします。

- P6
- パズル・四字熟語の答え
- ① 明鏡止水
 - ② 一部始終
 - ③ 7つの間違い探し
 - ④ 『彦山権現普助剣』の答え
 - ⑤ 1尺八の長さ
 - ⑥ ② 衡立の穴
 - ⑦ ③ おでこのキズ
 - ⑧ ④ 梅(右)
 - ⑨ ⑤ 子どもの袖の柄
 - ⑩ ⑦ 影
 - ⑪ ⑥ 子どもの靴下
 - ⑫ ⑧ 影

発行所
 公益社団法人 甲府法人会
 広報委員長 輿水 順彦
 甲府市中央4丁目12番21号
 TEL 055-237-7774

印刷所
 株式会社 峡南堂印刷所

発行日
 令和2年4月21日

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα: 大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)とAIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DJIDO 大同生命保険株式会社

多摩支社 甲府営業部/
山梨県甲府市相生1-2-31(大同生命甲府ビル4F)
TEL 055-232-6411

AIG AIG損害保険株式会社

山梨支店/
山梨県甲府市中央2-9-21(富士火災甲府ビル4F)
TEL 055-228-6311

F-2019-1007(2019年8月9日)
19-073021 2021-8